

利根中央病院面会規程

第1条(目的)

本規程は、入院患者への面会に関する事項を定め、患者の療養環境の維持及び感染防止を図ることを目的とする。

第2条(面会手順)

1. 面会者は、病棟スタッフステーションにて「面会申請用紙」を記入し、交付された面会シールを衣服に貼付する。
2. 面会は病室又はデイルームにて行い、時間は15分程度とする。

第3条(面会可能者)

面会できる者は、患者の家族又はこれに準ずる者で、16歳以上の者に限る。16歳未満の者については、免疫機能が十分に成熟していないこと、及び集団生活により感染症罹患リスクが高いことから、感染予防の観点により面会を認めない。

第4条(面会時間等)

1. 面会時間は14時から17時までとする。
2. 面会は1日1回、2名までとする。
3. 大部屋患者への面会は、2名来院時も1名ずつ交替で行う。

第5条(感染防止対策)

1. 面会者は、マスク着用、手指消毒及び手洗いをを行う。
2. 発熱、せき、鼻水等の症状がある者は面会を認めない。
3. 感染症流行時は、必要に応じ面会を制限する場合がある。

第6条(禁止事項)

面会中の飲食は禁止する。

第7条(特別対応)

重症患者又は終末期患者等への面会は、付き添いを含め、病院が個別に対応を行う。

第8条(規程の見直し)

本規程は、感染状況、社会情勢、院内の運用状況等を踏まえ、少なくとも年1回以上、定期的に見直しを行う。

附則

本規程は、2026年4月1日より適用する。